

第3回「医業経営の非営利性等に関する検討会」資料

「医業経営の非営利性等に関する検討会」（報告書）（案）

～「出資額限度法人」の普及・定着に向けて～

参考資料 「出資額限度法人」に係る課税関係

参考資料 特別・特定医療法人と「出資額限度法人」の対比

「医業経営の非営利性等に関する検討会」（報告書）（案） ～「出資額限度法人」の普及・定着に向けて～

1. はじめに

- 高齢化、医療技術の進歩、国民の意識の変化や規制改革の観点を含めた各方面からの指摘など医療をめぐる現下の状況を踏まえながら、これからの医業経営の在り方について検討するため、平成13年10月に「これからの医業経営の在り方に関する検討会」が設置され、平成15年3月に最終報告書（以下「最終報告書」という。）がとりまとめられた。
- 最終報告書においては、医療法人の非営利性・公益性の徹底による国民の信頼の確保、変革期における医療の担い手としての活力の増進を2つの柱とし、医療法人を中心とする医業経営改革の具体的方向が示されたところである。
- この最終報告書に示された具体的方向のうち、本検討会においては、特に、社団医療法人の出資持分に起因する非営利性の問題について、公益性や経営の安定性の確保を図る観点を加味し、検討を重ねてきたところであり、対応の方策としての「出資額限度法人」の仕組みの普及・定着に向け、とりまとめを行ったものである。

2. 「出資額限度法人」の検討の必要性

- 医療法人は、制度の創設以来50余年を経て、その数は平成16年3月末で38,754に達し、そのうち出資持分のある社団医療法人が大半（出資持分のある社団医療法人数：37,977。全医療法人数の98%）を占めるに至っている。
- こうした出資持分のある社団医療法人では、その出資持分に含まれる払戻請求権が高齢化した社員（同時に出資者であるものとする。以下同じ。）や、死亡した社員の相続人により行使される例が生じるようになり、払戻額が高額に及ぶことなどにより、社員の世代交代等に際して医療法人の存続そのものが脅かされる事態も生じていることが指摘されている。
- こうした問題についての対処の方向としては、既に、最終報告書において、「将来の医療法人のあるべき姿である持分がなく公益性の高い特定医療法人又は特別医療法人への円滑な移行を促進するための1つの方策として、出資額限度法人（社員の払戻請求権を出資額にのみ制限した定款を有する社団医療法人）の制度化が必要であるとする意見があった」とされているところである。

- 医療法人制度は、昭和25年の医療法改正に当たり、「私人による病院経営の経済的困難を、医療事業の経営主体に対し、法人格取得の途を拓き、資金集積の方途を容易に講ぜしめること等により、緩和せんとするもの」であり、「その営利性については剰余金の配当を禁止することにより、営利法人たることを否定されており、この点で商法上の会社と区別されること」（昭和25年厚生省発医第98号厚生事務次官通知）との趣旨で、剰余金の配当を明文で禁止するなど、非営利性を担保しながら、医療の永続性・継続性を確保することを目的とした特別の法人として設けられたものである。したがって、この趣旨に即し医療法人の大半を占める出資持分のある社団医療法人が出資持分の定めのない法人へ移行し、「非営利性」を徹底しつつ、「医療の永続性・継続性」の確保を図る方向に沿って対処することが望ましい。
- このような観点を踏まえると、社団医療法人において、直ちに出資持分の定めのない法人に組織変更できない場合であっても、出資持分の払戻しが法人の財産に及ぼす影響を限定すること、すなわち、社員の退社時における出資持分の払戻請求権や医療法人の解散時における医療法人の財産に対する分配請求権を、出資額の範囲に限定することは、
 - ① 投下資本の回収を最低限確保しつつ、法人の内部に留保された剰余金が出資額に応じて社員に払戻し（分配）されるという「事実上の配当」とも評価されかねないと最終報告書が指摘するような事態の発生を防止し、医療法人の「非営利性」の徹底に資するものであること
 - ② 社員の退社時や法人の解散時における払い戻し（分配）される額の上限があらかじめ明らかになることで、医療法人の安定的運営に寄与し、もって「医療の永続性・継続性」の確保に資するものであることから、望ましいものと考えられ、特定医療法人又は特別医療法人への円滑な移行を視野に入れた促進方策ともなり得るものである。

3. 「出資額限度法人」の内容等

- 2. の考え方に基づき、「社員の退社時における出資持分払戻請求権や解散時における残余財産分配請求権の及ぶ範囲を、払込出資額を限度とすることを定款において明らかにする社団医療法人」のことを、「出資額限度法人」と呼ぶこととする。
- その具体的意味については、同様に、2. の考え方に基づき、「社員が出資者であり、出資持分を有している」場合を前提として整理すれば、それぞれ以下のとおりとすることが適当である。
 - ① 出資額

金銭出資であっても現物出資であっても、社員（出資者）が出資した時点の価額（出資申込書記載の額の等価）を基準とする。

なお、医療法人の設立後、追加して出資があった場合についても同様とし、出資時点の差異による調整は行われぬものとする。

② 出資持分の及ぶ範囲

解散・脱退時における出資持分を有する者への返還額は、出資持分を有する者それぞれにつき、その出資した額を超えるものではないこととする。

この「超えるものではない」とは、物価下落により法人の資産価額が出資申込書記載の額の合計額より減少している場合等においては、医療の永続性・継続性の確保を図るという観点から、出資時の価額を上限として、現存する法人の資産から出資割合に応じて出資持分を有する者に返還することも含まれるものであり、結果として、出資持分が解消された際の返還額が出資時の価額を下回ることも生じ得ることとなる。

- また、定款の定めにより設立した出資額限度法人が解散した場合における当該出資額限度法人の残余財産の帰属については、出資持分を有する者に払込出資額を限度として分配するとともに、払込出資額を超える残余財産については、社員総会の議決により処分することが適当である。この場合において、払込出資額を超える残余財産の帰属先については、都道府県知事の認可を得て、国若しくは地方公共団体又は租税特別措置法に基づく特定医療法人若しくは医療法に基づく特別医療法人とすることが、医療法人の「非営利性」の徹底の観点からは適当である。

4. 「出資額限度法人」の普及に向けて関係者に期待される役割

(1) 医療法人における取組

- 医療法人（これを新規に設立しようとする関係者を含む。）は、本来、医療法の規定を始めとする医療法人制度の趣旨・目的を十分理解した上で、法令の範囲内で法人自治の考え方に立ってその具体的在り方を決定することが期待されることは、言うまでもない。
- 医療法人自らが、新規設立の際に定款の規定により、また、既設のものについての定款変更により、「出資額限度法人」とすることは、法人自治に委ねられた範囲における関係者任意の選択によるものであるが、「出資額限度法人」の積極的意義についての理解の深まりに応じ、社団医療法人のうち「出資額限度法人」となるものが増加していくことが期待される。

(2) 医療法人の監督に係る行政における取組

- 厚生労働省においては、現在も、医療法人についてモデル定款を示しているところであるが、現行の社団医療法人のモデル定款では、出資額に「応じて」、脱退時の出資持分の払戻しや、解散時の残余財産の分配が行われ得る規定ぶりとなっている。
- このため、医療法人が関係者の十分な協議と合意の上、新規設立や定款変更により、「出資額限度法人」となることを選択する際、その円滑な対応に資するため、上記3の内容等を盛り込んだ「出資額限度法人のモデル定款（仮称）」を新たに作成し、周知を図るべきである。
- 他方、現行の社団医療法人のモデル定款については、廃止を含めてその取扱いを検討すべきである。当面、上記の「出資額限度法人のモデル定款（仮称）」と併存させる場合には、昭和61年改正時にその他の注記部分とともに整理・削除された「解散時の残余財産の分配を出資持分に『応じて』行う旨の規定ぶりとするか否かはあくまで『任意』のものである」旨の記述を設けることが、最低限必要である。
- 加えて、委員から指摘のあったように、監督官庁における定款の認可等の運用が、モデル定款からの逸脱を一切認めないといった硬直的なものになっている例があるとすれば、適当ではなく、新設の「出資額限度法人のモデル定款（仮称）」についての運用面も含め、今後、その適正が期されるべきである。
- なお、出資持分のある社団医療法人から出資持分のない社団医療法人への移行の方向が公益にかなうとの考え方に沿って制定された医療法施行規則第30条の36の規定の趣旨に照らせば、
 - ① 社団医療法人で出資持分の定めのあるものは、定款を変更して「出資額限度法人」に移行できること。また、「出資額限度法人」は、定款を変更して、社団医療法人で出資持分の定めのないものに移行できること。
 - ② 社団医療法人で出資持分の定めのないものは、当然、「出資額限度法人」に移行できないこと。一方で、「出資額限度法人」は、社団医療法人で出資持分の定めのあるもの（脱退及び解散時の出資持分の払戻請求権の及ぶ範囲に制限を設けないもの、あるいは従前よりその及ぶ範囲が拡大するものをいう。）への移行（後戻り）ができないこと。

とすべきであり、関係者はその理解に立って定款上自ら明らかにするとともに、「出資額限度法人」に関する定款の変更認可等に係る監督官庁の事務も、この考え方に沿って行われる必要があるものと考えられる。さらに、この旨を法令で位置付けることについては、現行税制上の取扱いに及ぼす影響面も含めて、検討が必要である。

(3) 病院関係団体を始めとする関係団体における取組

- 病院関係団体等においては、実際に「出資額限度法人」に移行した後の退社時等に払戻額が制限されることとなる出資者を始めとして、関係者の理解・合意を得るために必要な手続や留意点、さらには、「出資額限度法人」への移行を機に、法人の役員構成（同族役員制限）など医療法人の構造面及び提供する医療の内容面の両面に渡り、公益性を高めた例などの好事例を収集・整理し、広く関係者に提供することが期待される。加えて、病院や医療法人を会員とする団体を中心に、「出資額限度法人」への移行を検討しようとする関係者からの具体的な相談に応じるなどの活動が展開されることは、「出資額限度法人」の普及に有効かつ必要と考えられる。

5. 「出資額限度法人」の課税上の取扱い

- 医療法人については、現在、公的な運営を確保するための一定の要件を満たす法人類型として、租税特別措置法に基づき、法人税の軽減税率が適用されている「特定医療法人制度」のほか、医療法に基づき、経営安定化の観点から、その収益を医療経営に充てることを目的とした収益業務を実施できる「特別医療法人制度」がある。これらの法人類型については、移行に伴い、医療法人について法人税、贈与税が、また、社員について所得税（みなし譲渡所得課税）が非課税の取扱いとなっている。
- これまで既に、新規設立や設立後の定款変更により「出資額限度法人」は設立されており、こうした事例をめぐり、定款変更の有効性や出資持分に係る払戻額の妥当性について、医療法人と社員の間で争われた民事訴訟の事例も次第に集積されてきた。
- その具体例として、出資持分のある社団医療法人から「出資額限度法人」へ定款を変更し、変更後の定款に基づいて、出資額を「限度として」なされた死亡退社した社員の相続人への出資持分の払戻しの有効性は、平成13年2月28日の東京高裁八王子支部判決が認めていたところ、この事件について、最高裁は、平成15年6月27日、「上告を受理しない」との判断を示し、結果的に、東京高裁八王子支部の判決が確定するに至った。
- このような動きも背景に、「出資額限度法人」をめぐる現行の課税関係について、その明確化を図るべきとの気運が高まってきたことから、本検討会の検討と並行し、

事務局において関係機関の見解を確認したところ、現行の医療法等関係法令の規定及び税法を前提に、おおむね別紙のとおり整理され得るとの見解が得られた。

- こうした取扱いを前提とすれば、かねて種々論じられてきた「出資額限度法人」への移行に伴う医療法人側、社員側双方に対する課税面の取扱いが整理されることで、これまで指摘されてきた移行に伴う不安が相当程度解消され、円滑な移行に寄与するものと考えられる。厚生労働省においては、関係者に対する周知に努めることが適当である。

6. 今後の課題

- 当検討会では、「出資額限度法人」について、
 - ① 「出資額限度法人」を出資持分のある社団医療法人の一類型として、関係者が選択する際の骨格を整理すること、
 - ② 既存の特定医療法人・特別医療法人とは異なり出資持分を解消するに至っていないという点を踏まえつつ、円滑な移行方策として税制上の課税関係を明確にすることを念頭に検討してきた。
- 本報告を受け、特に上記4の取組を関係者が着実にを行うことにより、医療法の医療法人制度の趣旨が再認識されるとともに、「出資額限度法人」が普及・定着していくことが期待される。今後、「出資額限度法人」の普及・定着が現実のものとなった時点では、最終報告書が指摘した社団医療法人の「事実上の配当」とも評価されかねない事態に対処し、「非営利性」を徹底するという段階を超え、より積極的に「公益性」を実現していくことが、関係者にとって共通の課題として認識されることとなろう。
- その際、今回の「出資額限度法人」を巡る議論を通じて改めて整理が必要とされた、既存の公的な運営を確保している特定医療法人及び特別医療法人と医療法人全般との関係、さらにはこの公益的な運営を確保している2つの法人類型の相互関係を如何に考えるかといった論点を含め、特定医療法人について平成15年3月に、特別医療法人について平成15年11月に、それぞれ実施した要件緩和の効果も見極めつつ、さらに検討が深められることを期待するものである。